公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

謝金・日当規程

（目的）

第１条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟の業務に従事し、または協力した場合に支給する謝金・日当に関して必要事項を定めることを目的とする。

（支給対象者）

第２条 謝金・日当の支給対象者は、別表1の者とする。

（謝金・日当）

第３条 前条に規定する者が該当する規程や要項等に基づき役務や協力を行った場合の対価として謝金、実費補填として日当を支給することができる。

２　謝金・日当の額は、別表 1 に定める額を基準とする。ただし、旅費支給規程により、日当が支給される日については、支給しない。

３　基準に定めていない役務や実費補填等の単価による支給が必要となる特別な事情がある場合は、理事会において協議の上、特別単価（基準）として支給することができる。

（変 更）

第４条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

（補 足）

第５条 その他、必要な事項は、理事会の決議により定める。

２　謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等（「所得税取扱通達、基本通達」）および所管する税務署の指示に従うこととする。

附 則　この規程は、平成２３年３月５日から施行する。

附　則　この規程の改正は、平成２６年３月１５日から施行する。

附　則　この規程の改正は、平成３１年（２０１９年）３月２日から施行する。

附　則　この規程の改正は、令和３年（２０２１年）３月６日から施行する。

附　則　この規程の改正は、令和５年（２０２３年）３月４日から施行する。

別表1

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟　謝金・日当基準表

項　目	内容・対象者	単価(日) ※限度額	備　　考
強化コーチ謝金	強化合宿等のコーチ	20,000円	海外からのコーチ
講演者謝金	専門的な各種講演	講演者と相談のうえ決定する	
講師謝金	講習会講師	10,000円	連盟本部が派遣する講師
大会役員日当	主催大会役員	3,000円	主催大会等での大会役員
指導員謝金・日当	上級指導員謝金	5,000円	講習会等で実技指導等を行う指導員
	中級指導員日当	4,000円	
	初級指導員日当	3,000円	
審判員謝金・日当	Ａ級審判員謝金	5,000円	主催大会等での審判員
	Ｂ級審判員日当	4,000円	
	Ｃ級審判員日当	3,000円	
大会ｽﾀｯﾌ(1)日当	大会運営スタッフ	3,000円	主催大会のスタッフ
大会ｽﾀｯﾌ(2)日当	大会運営スタッフ補助員	2,000円	同上補助員
通訳謝金	専門的通訳者	契約によって決定する	
	その他の通訳者	10,000円	
看護師謝金	主催大会での看護　半日 １日	5,000円 10,000円	看護師免許保有者に限る
会議、行事日当	会議、行事従事者　半日 １日	2,000円 4,000円	連盟本部主催の会議、行事等(含準備作業)

※上記表を基準とするが、規模や従事時間等により、単価は変更できるものとする。ただし、適正な単価となるようにする。

※謝金の支払いにおいては、所得税（10.21%）の源泉徴収後の額を対象者に支払い、所管の税務署に徴収額を納付する。ただし、団体からの派遣において団体名や法人名で支払う場合は源泉徴収はしないものとする。